

**海外信託を用いた相続税対策スキームにおいて  
改正前相続税法4条1項の「受益者」に該当しないと判断された判決について**

今月のニューズレターでは、海外信託を用いた相続税対策スキームにおいて、課税庁が相続税法(平成19年法律第6号による改正前のもの。以下同じ)4条1項を適用して贈与税の決定処分を行ったところ、同項の「受益者」に該当しないと判断して当該処分を取り消した名古屋地裁平成23年3月24日判決(裁判所ホームページ)をご紹介します。本判決に対しては、敗訴した国が控訴しており、今後の動向も注目されています。

### I. 事案の概要

原告(X)は、日本国籍を有し日本に住民登録をしている父A及び母Bの次男として平成15年米国で出生し、米国籍のみを有しています(ABの子として他にC、D、Eが存在しています)。Xの祖父(Aの父)であり大手教育系出版社の創業者であるFは、平成16年8月4日、受託者Gとの間で、米国ニュージャージー州法に準拠して、Fを委託者、Xを受益者とする信託契約(以下「本件信託契約」といいます。)を締結し、Fは同月26日、Fがスイスに保管していた券面額500万ドルの米国債を信託財産(以下「本件信託財産」といいます。)として受託者Gに引き渡しました。Gは、同年9月15日に、Aを被保険者とする保険金総額約6千万ドルの生命保険契約(以下「本件生命保険」といいます。)を締結し、保険料として合計440万ドルを支払いました。

Xは平成16年分の贈与税の申告をしなかったところ、処分行政庁Yは、相続税法4条1項を適用してXに対し本件信託により取得した財産の価額の合計額(課税価格)を5億4565万9864円(券面額500万ドルの米国債の価額)、贈与税額を2億7002万9500円とする贈与税の決定

処分等(以下「本件課税処分」といいます。)をしたので、Xが本件課税処分の取消しを求める訴えを提起しました。

### II. 判決の要旨

本件においては、

- ① 本件信託の設定行為が相続税法4条1項にいう「信託行為」に該当するか
- ② Xは同項の「受益者」に該当するか
- ③ 本件信託が生命保険信託に該当するか
- ④ Xが日本国内に「住所を有しないもの」として制限納税義務者(同法1条の4第3号)に該当するか
- ⑤ 本件信託財産が日本に所在するものであるかの5つの争点が存在していました。

本判決は、①について肯定し、②については、次のように述べた上で「Xは、本件信託の設定に関し、相続税法4条1項の『受益者』に当たるとは認められないから、Xに対して、贈与税を課することはできない。」と判示し、その他の争点について判断するまでもなく、本件課税処分は違法である、としています。(以下、紙幅の制約から争点①に関する判示は省略します。また、下線部は筆者によるものです。)

#### (1) 相続税法等の定め

「相続税法において、同法4条1項と同じように贈与があったとみなす旨を定めた規定」は「いずれも、受贈者とされる者が贈与とみなされる行為によりもたらされる利益を現に有することになったと認められる時に、贈与があったものとみなすと規定されていると理解できる。」

「相続税法…4条1項と同じように贈与があったとみなす旨を定めた規定…と、通則法15条2項5号を併せて読めば、贈与税は、受贈者とされる者が贈与による利益を現に有することに担税力を認めて、これに対して課税する制度であると理解できる。したがっ

#### 本ニューズレターの執筆者



みやづか ひさし  
宮塚 久  
パートナー  
弁護士



なかむら まゆこ  
中村 真由子  
アソシエイト  
弁護士

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室  
(電話: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

「…みなし贈与の規定である同法 4 条 1 項にいう『受益者』とは、当該信託行為により、その信託による利益を現に有する地位にある者と解するのが相当である。」

## (2) 本件信託の趣旨等

「本件信託契約に至る経過等や本件信託契約の内容に照らすと、本件信託は、本件信託財産を、A を被保険者、G を保険契約者兼保険金受取人とする本件生命保険に投資し、その死亡保険金をもって、受益者に利益を分配することを目的として設定されたものと認めるのが相当である。」

「米国債として運用されている 60 万ドル相当額は、今後確実に発生が見込まれる本件生命保険の管理費や信託報酬に充てる予定であり、受益者に対する分配を予定していない信託財産であると理解するのが相当である」

## (3) 検討

「本件信託は、上記のとおり生命保険への投資を内容とする信託であり、その信託財産 500 万ドルのうち、信託の費用に充てられることが見込まれる 60 万ドルを除いた本件信託において現実に運用することが可能な信託財産となる 440 万ドル全てが、本件生命保険の一時払保険料として払い込まれている。したがって、本件信託としては、本件生命保険の保険金が受領できる時、すなわち保険事故である B の死亡した時又は保険期間が満了した時まで保険金を取得することはできず、本件信託設定時においては、受益者に対して分配することが可能となる資産を有していないことになる。そうすると、本件信託の受益者は、本件信託設定により直ちに本件信託から利益を得ることはできず、B が死亡し、あるいは本件生命保険の満期が到来して初めて本件信託から利益を得ることが可能となることになる。」

「また、X は、本件信託契約において第一次的には受益者とされているが、本件信託が受領した本件保険契約に基づく保険金を直ちに全額受領できるわけではなく、本件信託の裁量により分配を受け得るのみであり、しかも、限定的指名権者(である A)の指名により、X 以外の者が本件信託の利益の分配を受けることも可能である。」

「以上の事情を総合すれば、X は、本件信託の設定時において、本件信託による利益を現に有する地位にあるとは認められないといわざるを得ない。」

## Ⅲ. 本判決の検討

### 1 相続税法 4 条 1 項の「受益者」該当性(争点②)

本判決において X 勝訴の結論を導いた争点②については、相続税法 4 条 1 項は「信託行為があった場合において、委託者以外の者が信託…の利益の全部又は一部についての受益者であるときは、当該信託行為があった時において、当該受益者が、その信託の利益を受ける権利…を当該委託者から贈与…により取得したものとみなす。」と規定していたところ、相続税法及び平成 18 年改正前信託法においては「受益者」の定義は存在していませんでした。本判決は、相続税法の他のみなし贈与の規定(例えば、保険料が保険金受取人以外の者によって負担された場合において保険事故が発生した時に贈与とみなされること(同法 5 条 1 項)、対価を支払わないで利益を受けた場合において当該利益を受けた時に贈与による取得がみなされること(同法 9 条)等)から、信託による利益を現に有することに担税力を認めて、課税し得る「受益者」の範囲を「信託による利益を現に有する地位にある者」と限定解釈することで、贈与税の課税時期を遅らせたものと理解できます。

しかし、相続税法における信託課税の原則は信託設定時課税であり、現実受益時課税ではありませんので<sup>1</sup>、担税力の観点から他の規定とのバランスを欠くとしても、それだけで「受益者」の範囲の限定解釈が可能か、疑問も残ります。

また、本判決は、下記 2 で述べる(a)本件信託が生命保険への投資を内容とする信託であるという点のほか、(b)本件信託において受託者が信託財産の分配について裁量を有しているという点、(c) A が限定的指名権を有している点についても、X が「信託による利益を現に有する地位にある者」にはないことの理由付けとして用いています。しかし、これでは本件信託財産について実際に受益者に分配されることとなる場合に当該分配額についてのみしか課税出来ないこととなり、(b)及び(c)の定めを置くことによっていくらかでも課税繰り延べが可能となってしまうことから、妥当性を欠くものと思われれます。

## 2 本件信託の「生命保険信託」該当性(争点③)

本判決の結論を導いたのは、本件信託の趣旨がもつぱら生命保険への投資であると認定したことが大きいと思われます。本件信託において、受託者は生命保険契約への投資を義務付けられておらず、本件信託設定後における信託財産の運用状況も、保険料約 440 万ドルを支払った残りの約 60 万ドルは再度米国債の購入に充てられていますが、本判決は、約 60 万ドルについても生命保険の管理費(少なくとも約 48 年間、年間約 1 万ドル)や信託報酬への充当を予定しており受益者への分配を予定していないと認定し、X が「信託による利益を現に有する地位」にないことの理由付けとしています。

もともと、仮に本件を F が保険料を負担し、A を被保険者、X を保険金受取人とする生命保険契約を締結した場合と同視するのであれば、贈与税の課税時期は保険事故発生時となります(相続税法 5 条 1 項)ので、本判決のように受益者該当性を否定するのではなく、本件信託につき生命保険信託として相続税法 5 条を適用し、贈与税の課税時期を遅らせる結論を採ることはあり得たと思われる。

生命保険信託とは、法令上定義された用語ではないものの、1)委託者がその生命保険契約の保険金請求権を信託する原則的方式、2)委託者が金銭又は有価証券を信託し、受託者をして、生命保険契約を締結せしめ、満期又は保険事故発生の場合に受託者が得た保険金を受益者のために運用する例外的方法の 2 つが考えられ、いずれも実質的には受益者が生命保険金を受け取ったのと同様であるところがないことから<sup>2</sup>、相続税基本通達 4-2 は、「その信託に関する権利は信託財産としては取り扱わないで、生命保険契約に関する規定(法第 3 条又は第 5 条)を適用することに取り扱うものとする」としており(現在の 9 の 2-7 も同旨)、相続税法 5 条を適用して本判決の結論を導く方法もあり得たと思われる。

## 3 Xの制限納税義務者該当性(争点④)

本判決では判断されていませんが、X は米国籍のみを有し、出生後本件信託設定までの間、米国滞在日数は 183 日、日本滞在日数は 72 日であったため、X の住所即ち生

活の本拠は米国にあったか否かが争われていました。

AB は X の出産前後に意図的に米国に滞在し、X の国籍に加え贈与当時における住所も日本から外そうとしたことが窺われますが、X は新生児であり、X の父母 AB は日本に自宅があり住民登録もあると認定されており、また富士事件(最判平成 23 年 2 月 18 日判時 2111 号 3 頁)と異なり、米国での就業関係は特段認定されていません。このように、本件においては、X の住所、即ち生活の本拠を日本と認定すべき要素が多々あるように思われますが、本判決が贈与税の課税時期を遅らせたことにより、将来 A の死亡等により X が受益者に該当することとなった場合に、改めて X の住所即ち生活の本拠の所在が問われることとなるものと思われる。

## 4 改正後相続税法における課税関係

平成 19 年度税制改正後の相続税法は、「その時点では何も権利がない者に名称だけで課税することは形式的に過ぎる」<sup>3</sup>との趣旨から、贈与税を課される受益者は「受益者としての権利を現に有する者」に限定されています(改正相続税法 9 条の 2 第 1 項)。もともと本件のような信託は、信託設定時に「受益者としての権利を現に有する者」が存在しない「受益者等が存在しない信託」に該当し、法人である受託者 G を、当該信託に関する権利を贈与により取得した日本国籍を有する個人とみなし、その営業所等の所在地を住所として、信託設定時に贈与税を課税することになるものと思われる(同法 9 条の 4 第 1 項、3 項、同法施行令 1 条の 12 第項各号)。

<sup>1</sup> 占部裕典「我が国における信託税制の発展と改革」会計監査ジャーナル 623 号(2007 年)64 頁(68 頁)。なお、昭和 13 年改正～昭和 22 年改正により信託設定時課税が再度導入されるまで、現実受益時課税が導入されていた。占部裕典『信託課税法』(清文堂、平成 13 年)16 頁以下。

<sup>2</sup> 香取稔編『相続税法基本通達逐条解説』(大蔵財務協会、平成 15 年)139 頁

<sup>3</sup> 佐々木浩「信託の税制について」信託 239 号(2009 年)104 頁(110 頁)

当事務所は、デラウェア州 LPS 税務訴訟、ファイナイト再保険税務訴訟、海外レボ取引税務訴訟、旧興銀税務訴訟、東京都外形標準課税訴訟その他の税務争訟において多数の実績を上げ、現在も複数の移転価格案件、国際金融取引に関する大型税務訴訟等において、クライアントに助言しています。本ニュースレターは、当事務所に所属し、国内・国際取引に関わる税務訴訟・争訟・税務アドバイスに携わる弁護士・税理士から構成されるビジネス・タックス・ロー研究会により定期的に発行されております。当事務所のビジネス・タックス・ロー研究会は、当事務所の弁護士・税理士が、クライアントに対しより一層的確かなサービスを提供できるよう、税務に関する最新の情報・ノウハウを共有・蓄積するとともに、ビジネス・ローに関する最新の情報を発信することを目的として活動しています。なお、本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 〒107-6029 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル(総合受付 28 階)

電話 : 03-5562-8500(代) FAX : 03-5561-9711~9714

E-mail : [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL : <http://www.jurists.co.jp/ja/>